

# 一般財団法人公務人材開発協会 会員規程

昭和 58 年 4 月 1 日 制 定

平成 25 年 4 月 4 日 一部改正

平成 27 年 10 月 29 日 一部改正

(目 的)

**第 1 条** この規程は、定款第 41 条第 2 項の規定に基づき、一般財団法人公務人材開発協会（以下「この法人」という。）の会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種類)

**第 2 条** 会員の種類は、次のとおりとする。

- 一 A 会員 この法人の趣旨に賛同し、この法人の事業を賛助しようとする機関又は個人の会員
- 二 B 会員 この法人の趣旨に賛同し、この法人の人事実務等に関する事業を賛助しようとする機関又は個人の会員
- 三 特別会員 この法人の事業に功績のあった機関・個人又は学識経験者で、代表理事が指名するもの

(入会手続)

**第 3 条** A 会員又は B 会員になろうとする者は、様式第 1 号に定める入会申込書を代表理事に提出するものとする。

- 2 代表理事は、前項の入会申込書を受理したときは、当該会員にその旨通知するものとする。

(会費)

**第 4 条** A 会員又は B 会員は、次の各号に定める会費（年額）を納入しなければならない。

- 一 A 会員 機関会員 20,000 円（個人会員 10,000 円）
- 二 B 会員 機関会員 10,000 円（個人会員 5,000 円）

- 2 前項に定める会費は毎年度 6 月末日までに納付するものとする。ただし、新たに会員となった者は入会后速やかに前項に定める会費を納付するものとする。

(会員の特典)

**第5条** 会員は、次の各号に掲げる会員の種類に応じ、当該各号に掲げる特典を享受することができる。

一 A会員

- ① この法人が主催する研修会・セミナー等の参加料の割引
- ② 発行研修教材の割引
- ③ 発行図書（直接購入の場合）の割引
- ④ 機関会員が実施する研修会等への派遣講師の派遣料の割引
- ⑤ 人材開発研究会への無料参加
- ⑥ 機関誌（隔月刊）の無料購読（給与勧告特集等の別冊を含む。）
- ⑦ 人材開発、人事実務等に関する無料相談
- ⑧ メール等による情報提供

二 B会員

- ① 人事実務関係研修会の参加料の割引
- ② 人材開発研究会への無料参加
- ③ 発行図書（直接購入の場合）の割引
- ④ 機関誌（隔月刊）の無料購読（給与勧告特集等の別冊を含む。）
- ⑤ 人事実務等に関する無料相談
- ⑥ メール等による情報提供

(退会)

**第6条** 会員が退会しようとするときは、様式第2号に定める退会届を提出するものとする。

2 前項の場合、既納の会費は返還しない。

(改廃)

**第7条** この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(雑則)

**第8条** この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

**附 則** (平成 25 年 4 月 4 日)

この規程は理事会の決議のあった日から施行し、改正後の一般財団法人公務人材開発協会会員規程は平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

## 附 則（平成 27 年 10 月 29 日）

- 1 この規程は理事会の決議のあった日から施行する。
- 2 平成 27 年 9 月 30 日において一般財団法人公務人材開発協会又は一般財団法人日本人事行政研究所の会員であったものに係る会員の特典については、第 5 条の規定にかかわらず、平成 27 年度中は、なお従前の例による。



様式第2号

一般財団法人公務人材開発協会  
退 会 届

平成 年 月 日

一般財団法人 公務人材開発協会  
代表理事 殿

機関名

職名

氏名

印

平成 年 月 日をもって退会したいので、届け出ます。